

土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託仕様書

1 委託番号及び件名

番号 土商委第20号

件名 土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務委託

2 業務の目的

本業務は、大自然を望むナショナルサイクルルート「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や市内の充実したサイクリング環境を舞台に、国内のみならず海外からも誘客を図るため、本市に根付いた多様な食文化や地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ新たな観光コンテンツ「土浦 TABECYCLE(食べる×サイクリング)」を創出し、団体向け・個人向け双方に向けた販売ルートを整備することで、継続的な誘客に繋げ、地域の活性化及び消費の拡大を促進することを目的として実施する。

3 委託場所

土浦市大和町地内外

4 委託期間

契約日の翌日から令和7年2月27日まで

5 委託内容

(1) 自転車で食文化や地域食材の魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ観光プログラムの企画及び造成

市内の充実したサイクリング環境を活用し、多様な食文化や地域食材に地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ新たな観光コンテンツ「土浦 TABECYCLE(食べる×サイクリング)」を創出し、国内外からの誘客を図るための観光プログラムを企画・造成すること。なお、企画・造成に際しては、訪日外国人旅行者の視点も意識したものとすること。

(2) 体験型ポップアップイベントの開催

本観光コンテンツの認知度を高め、首都圏から土浦への橋渡しとするため、常磐線沿線の上野「アメ横」などの食べ歩きの名聖地でポップアップイベントを開催し、認知度向上やモデルツアーへの誘客を図る。

実際に行うイベント内容は以下の具体的内容を参考に企画すること。

- ・醤油のテイastingによる味覚診断と土浦うまいもん相性診断(土浦のご当地食材や体験コンテンツとのおすすめを診断)

→SNS 投稿を促し、興味喚起からモデルツアーへの参加につなげる

- ・土浦食材を用いた「醤油との相性グルメ」の試食提供
- ・土浦の風景・食文化を紹介し、体験のプロローグとなる動画の上映
- ・その場で次のモデルツアーの予約ができる導線を設置(QRコード、旅行サイト連携)

(3) モニターツアーの実施

上記(1)で造成したプログラムの実現可能性や課題を認識するため、各プログラムのターゲットに合致する参加者を招聘し、モニターツアーを実施することで、ニーズの把握や、観光コンテンツの更なる磨き上げを図る。

ア 対象者 : ①欧米・アジア圏の観光客

②在日外国人コミュニティ(留学生、在日外国人ビジネスパーソン・家族層)

③発信力のある層(外国人インフルエンサー、フードライター、ブロガー)

④マスコミ関係者(旅行・観光専門誌記者、新聞社・テレビ局の外国人向け担当部局)

イ 行程 : 0泊1日の日帰りパッケージツアー

※実施時期については、令和7年12月～1月頃を想定

ウ 人数 : 20名以上

エ 内容 : 実際に行うモデルツアーは、以下の具体的内容を参考に企画すること。

①木桶蔵見学やテイスティング後、自身の好みに合わせた「マイ醤油」をブレンド・ボトルングする体験

②地元のれんこん農家と共に、「マイ醤油」×「朝採れれんこん」を使ったメニューの試食

③帆曳船遊覧を併せた霞ヶ浦の湖上で楽しむ「マイ醤油」×「シラウオ」の生食体験

④幻の「飯村牛」の飼育体験と「マイ醤油」×「ローストビーフ」の試食

⑤厳選した季節のフルーツと「マイ醤油」×「ミルクかき氷」の新体験

エ 実施方法:

- ・コースを巡る上での必要な各施設・団体・管理者等への許可申請手続きを行うこと。
- ・ツアーに係る全行程の施設や交通、宿泊、食事の手配等を行うこと。ただし、ツアー参加者の本市までの移動は含まない。
- ・参加者の安全を確保すること。
- ・ツアー実施に当たり、撮影された動画、写真については、本市において活用(ウェブサイト、雑誌又は広報等のメディアへの掲載など)できるものとする。

また、モニターツアーの実施時もしくは実施後、参加者に対するアンケート調査を行い、ツアーの効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、ツアー参加者の意見等を分析し、インバウンドニーズを把握するとともに、将来に向けた魅力的な観光コンテンツの磨き上げと販売に関する検証を行うこと。

(4) 販路基盤の整備(OTA、旅行会社及び企業等との商談及び営業)

上記(1)で造成したプログラムをOTAに掲載の上、実際に販売開始すること。なお、インバウ

ンドへの販売も視野に入れ、国内向けに加えて、事業者の掲載サポートが可能な訪日 OTA への掲載も行うこと。

また、本事業において販売掲載の交渉をすべき旅行会社や企業の選定を行い、営業活動を行うこと。また、プログラム販売開始までの商談においては、その調整役を担うこととする。

なお、インバウンドへの販売も視野に入れ、訪日外国人旅行者を客層として持つ旅行会社への営業、商談も行うこと。

(5) 各種プロモーションの実施

SNS 等の WEB コンテンツを最大限活用し、各プログラムのターゲットに対して訴求力の高い手法で、販路拡大に向けたプロモーションを実施すること。

なお、各プログラムの特徴や販売経路を踏まえ、プロモーション手法やスケジュールを整理し、実施前に委託者の承認を得ること

(6) プロモーション用動画の制作

各プログラムの販路拡大に向けたプロモーションに活用するため、動画等の PR 用コンテンツを作成すること。なお、作成するコンテンツは、業務終了後も継続的に使用することができる汎用性の高いものが望ましい。

(7) 最終報告書の提出

上記(1)～(6)の実施結果をもとに、本市におけるサイクリングを活用した多様な食文化や地域食材に地域食材に込められたストーリーの魅力に触れる「食べ巡り」を楽しむ新たな観光プログラムの造成を図るための提言をまとめた最終報告書を提出すること。

報告書作成に当たっては、本業務での検証結果等を踏まえ、磨き上げた観光プログラムの継続的な販売を前提とした提言を行うこと。

6 提出書類

(1) 成果品

- ①最終報告書 2部
- ②上記(1)の電子データ 1式
(PDF及びワード又はエクセルデータをCDまたはDVDにより提出)
- ③ツアー催行時の様子を記録した写真、動画等の電子データ 1式
(CD または DVD により提出)
- ④プロモーション用に制作した動画等のコンテンツ 1式
(CDまたはDVDにより提出)

(2) 納品先

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市産業経済部商工観光課
e-mail:kankou@city.tsuchiura.lg.jp

7 委託料の支払い

完了払いとする

8 担当者・問い合わせ先

土浦市土浦市産業経済部商工観光課観光物産係 篠崎・宮崎

電話:029-826-1111(内線2705)

9 その他

(1) 打合わせ

- ・本業務の実施に際しては、委託者及び関係者からの意見・要望等を聴取し、委託者と協議のうえ、業務成果へ切実に反映させること。
- ・受託者は、事業着手前には打合わせを行い、その記録を作成し、委託者に提出すること。
- ・打合わせに要する経費は、本業務に含むものとする。

(2) 資機材等の手配について

- ・各個別の事業に定めのあるもののほか、委託業務に必要な資機材等(カメラ、照明、マイク、編集用パソコン、カメラマン等)は、受託者が用意すること。

(3) 著作権の取り扱い

- ・受託者は、委託者に対し、成果品に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、本業務を実施するうえで発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用負担は受託者が責任を持って行うものとする。
- ・本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

(4) 仕様書に定め無き事項等

本仕様書は、業務遂行上に必要最小限の定めであり、業務上問題が生じた場合には、速やかに双方が協議、円滑な業務遂行に務めること。